

## 酪農乳業需給変動対策特別事業実施要綱

一般社団法人 J ミルク  
2025年2月21日制定

酪農乳業が、将来にわたり持続可能な産業として発展していくためには、乳の価値を高め、牛乳乳製品の安定的な供給により、市場規模を維持・拡大し続けることが不可欠であるが、様々な要因による生乳需給の変動が産業の発展に大きく影響を及ぼす可能性がある。

このような影響を未然に最小限に抑え、安定的に産業の発展を下支えするためには、生乳生産に大きな影響を及ぼす急激な乳製品在庫の増加などへの対策が必要であり、また、安定した需給環境を維持することで、生乳取引及び酪農乳業経営の安定を図り、市場(消費者)へ牛乳乳製品の安定供給を図る酪農乳業が一体となった対策が必要である。

このため、一般社団法人Jミルク(以下「J ミルク」という。)は、不測の需給変動に備え、生乳需給の安定を図り、酪農乳業の経営の安定に資するため、酪農乳業需給変動対策基金(以下「需給変動対策基金」という。)を造成するとともに、この基金により、酪農乳業需給変動対策特別事業(以下「本事業」という。)を実施するものとする。本事業の実施及び助成金の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第1条 酪農乳業の持続的な発展に生乳需給の変動が大きく影響を及ぼす恐れがあることから、この影響を最小限に抑え、安定的な産業の発展の下支えをするため、生産基盤を毀損することなく、乳製品の過剰在庫等への生乳需給の変動に応じた対応を図り、酪農乳業経営の安定に貢献することを目的とする。

### (需給変動対策基金の造成)

第2条 原則として、国内すべての生産者、乳業者からの財源拠出による需給変動対策基金を造成するものとし、その拠出方法及び管理等については、別に定める「酪農乳業需給変動対策基金要領」(以下「基金要領」という。)によるものとする。

### (事業実施主体)

第3条 この事業の事業実施主体は、農業協同組合連合会、需給変動対策基金に拠出する生乳生産者及び生乳を販売している生乳販売事業者、及び乳製品在庫調整実施乳業者(以下「在庫調整乳業者」という。)等とする。

尚、在庫調整乳業者とは、需給変動対策基金への拠出実績があり、乳製品の在庫調整を希望するものとして J ミルクが認めた乳業者(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 第2条第2項に規定する乳業を行う者)とする。

### (事業の内容)

第4条 需給変動対策基金を活用して実施する事業は次の通りとする。

## 1乳製品在庫削減対策

事業実施主体が脱脂粉乳等を飼料用や調製品の置換え等に販売し、乳製品の在庫削減に要する経費への助成。また、過剰となった乳製品在庫を長期保管する取り組みに要する経費への助成。

## 2 計画的増産対策

事業実施主体が生乳生産者の実施する増産に向けた取り組みに要する助成。

3 上記1,2を円滑に推進するために必要な取り組みに要する経費。

4 理事会が特に認めた対策に要する助成。

### (事業の実施)

第5条 第4条の事業実施の具体的な手順や助成の仕組み等について、別に定める事業実施要領によるものとする。

2 Jミルクは、会計年度毎に、事業実施及び需給変動対策基金の状況について、総会で報告するとともにウェブサイトに掲載するものとする。

3 Jミルクは、事業の一部を会員等に委託して行うことができるものとする。

第6条 予め事業実施検討指標を別に定め、中期的な需給見通し等を踏まえ戦略ビジョン推進特別委員会にて実施の可否について検討し、理事会の決定により事業を実施するものとする。なお、災害等による急激な需給変動への対応については、戦略ビジョン推進特別委員会における協議により、事業を行うものとする。

### (帳簿等の整備保管)

第7条 帳簿等の整備保管について、Jミルク及び事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### (その他)

第8条 Jミルクと事業実施主体は、事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、関係者に対して、事業の趣旨や内容等の周知徹底に努めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、本対策の実施につき必要な事項については、J ミルク会長が別に定めることができるものとする。

### 附則

1 この要綱は、2025年2月21日から施行する。